

ID: 1149

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	賃借人居住安定計画の認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第104条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第105条の規定による。 (賃借人居住安定計画の認定基準)</p> <p>第105条 市町村長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る賃借人居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、賃借人居住安定計画の認定をしてはならない。</p> <p>(1) 賃借人居住安定計画に係る住戸賃貸人(以下「計画賃貸人」という。)が、計画賃貸住戸の修繕その他賃貸人としてなすべき義務を履行してきていること。</p> <p>(2) 計画賃借人ごとに、前条第5項第3号及び第4号に掲げる事項その他計画賃借人に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の賃借人代替住宅が、計画賃借人の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。</p> <p>(3) 前条第1項の認定の申請を受けた日から勧告マンションが除却される日までの間に、当該勧告マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。</p> <p>(4) 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあつては、勧告マンションの建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マンションの建替えが行われることが確実であること。</p> <p>(5) 前条第1項の認定の申請をする勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、賃借人居住安定計画の認定の日前に権利変換計画公告があつたときは、賃借人居住安定計画の内容が権利変換計画の内容に適合するものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日